

平成18年度 都市計画審議会 会議要旨

日 時	平成18年6月23日（金） 9:30~12:00
会 場	北館2階 会議室3
出席者	会 長 森津秀夫 委 員 平山京子・内田敬・田中みさ子・近藤誠人・中島健一・幣原みや 田原俊彦・平野貞雄・松木義昭・栗田泰正・足立眞清・姉川昌雄  事 務 局 市長・助役・技監・都市計画担当部長・都市計画担当次長 まちづくり/開発事業担当課長・都市計画担当課長・公園緑地課長 都市計画課課長補佐・都市計画担当主査・都市計画課係員 建設部総務担当次長・建設部総務課課長補佐・建設部総務課主査 建設部総務課係員
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

内容

1 会長選出 森津秀夫委員が選出されました。

職務代理者の指名 小浦久子委員が指名されました。

2 議題

(1) 説明事項

- ① 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の決定（芦屋市決定）奥池南町地区地区計画の決定
- ② 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の決定（芦屋市決定）六麓荘町地区地区計画の決定
- ③ 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）緑地の変更（芦屋市決定）9号 南緑地の決定

(2) その他

- ① 第5回 用途地域の見直しについて
- ② 平成18年度都市計画審議会開催予定表

3 審議

上記の議題等について、その概要の説明を行い、以下の点について質疑を行いました。

[主な質疑]

(1) 説明事項①奥池南町地区地区計画の決定について

委 員： 住宅地区A, B, Cの違いを計画書及び理由書に表現できないか。  
また、住宅地区Bの「建築物等の用途の制限」について、ただし書きの表現では悪用される可能性があるのではないか。

事務局： 決定図書の内容の表現については、非常に難しいけれども検討します。

(2) 説明事項②六麓荘町地区地区計画の決定について

委員： 「敷地面積の最低限度」の表現について、敷地を分割する際の取扱いが違う内容に読めるのではないか。

また、「建築物等の形態又は意匠の制限」のただし書きの表現について、不明確なところがあるのでもう一度精査していただきたい。

事務局： もう一度表現を検討します。

(3) 説明事項③9号南緑地の決定について

委員： 防風機能について大丈夫か。

事務局： 防風と潮の飛沫の対策はされています。

(4) その他①第5回用途地域の見直しについて

委員： 高浜地区について、駐車場が隣接していますが、問題はないか。

事務局： 駐車場との間に緑地と道路を設けています。

以 上